

## 税務情報

### 国税庁及び経済産業省からの公表情報

#### 1. 国税庁 – グループ通算制度の申告書別表の記載例の改訂等

国税庁は 3 月 30 日、グループ通算制度に関する以下の申告書別表の記載例を改訂及び公表しました。

■ [申告書別表の記載例（グループ通算制度適用法人用）](#)（PDF 5,888KB）

2022 年 11 月に公表された申告書別表の記載例<sup>(\*)</sup>が、2023 年 2 月 1 日現在公布されている法令に基づき改訂されました。

<sup>(\*)</sup> 本申告書別表の記載例の公表については、2022 年 11 月 15 日発行の e-Tax News No.273 [「国税庁 – 法人税基本通達等の趣旨説明及びグループ通算制度の別表等の記載例の公表」](#)にてお知らせしています。

たとえば、グループ通算制度においては、通算グループ内の他の通算法人の期限内申告におけるグループ調整計算の基礎となる数値の計算に誤りがあった場合には、その数値は当初申告額に固定され、誤りがあった法人についてのみ修正申告又は更正の請求の対象とされます（遮断措置）が、一定の要件を満たす場合には、この遮断措置を適用しないこととされています（全体再計算）。

改訂後の申告書別表の記載例には、「III 遮断措置・全体再計算の判定フロー」が追加され、グループ調整計算に係る 7 つの規定に関し遮断措置・全体再計算の適用の有無を具体的に判定することができるフローチャートが掲載されています。

なお、この「III 遮断措置・全体再計算の判定フロー」は、国税庁の[「グループ通算制度について」](#)にリンクが掲載されている[「法人税等各種別表等」](#)のページに、[「グループ通算制度適用法人に対する遮断措置・全体再計算の判定」](#)（PDF 187KB）として掲載されています。

■ [申告書別表の記載例（グループ通算制度適用法人用）別冊（設例別表）](#)（PDF 1,842KB）

新たに上記の[「申告書別表の記載例（グループ通算制度適用法人用）」](#)（PDF 5,888KB）の「II 各表の記載例」の各設例をもとに作成される別表（2022 年 4 月 1 日以後終了事業年度分に係るもの）のイメージが掲載された別冊（設例別

表) が公表されました。

なお、修正申告書又は更正請求書を作成する際に、当初申告額を記載する項目等の遮断措置に係る項目は青文字で、再計算により金額が異動する項目等の全体再計算に係る項目は紫文字で表示されています。

## 2. 経済産業省 – 『『攻めの経営』を促す役員報酬 ～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～』の改訂

経済産業省は 3 月 31 日、中長期の企業価値向上に対応する役員報酬プランの導入を促すために作成している表題の手引の改訂版を公表しました。

### ■ 『『攻めの経営』を促す役員報酬 – 企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引 –』を改訂しました

この手引は 2017 年 4 月に初版が公表されて以来、5 回改訂が行われています。第 7 版となる今回は、2022 年 7 月に公表された「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(以下、「CGS ガイドライン」) の改訂<sup>(\*)</sup>をふまえ、従業員に自社株報酬を付与する場合の Q&A の追加を中心とした改訂が行われました。

<sup>(\*)</sup> 経済産業省『[『コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針 \(CGS ガイドライン\)』を改訂しました](#)』をご参照ください。

本手引の「II. 株式報酬、業績連動報酬に関する Q&A」における主な改訂部分は以下のとおりです。

#### 《追加》

#### Q13 株式報酬を付与する場合、社会保険料の算定の対象になりますか

退職に起因して退職時に支払われることとなる株式報酬は、退職時に受ける退職手当と同様、社会保険料の計算の基礎となる報酬等には該当しないため、社会保険料の算定の対象とはならないこと等が追記されました。

#### 《新設》

「第 5 従業員に対する株式報酬の付与に関する Q&A」が新設され、全 6 問(Q78～83) が追加されました。

#### Q78 従業員向け株式報酬を導入する意義はどこにありますか

①一般的に、従業員に対して株式報酬を付与することは、人材の価値を引き出しながら企業価値を高めていくうえで意義があること、②株式報酬の設計において、一定期間の在職条件等の譲渡制限を付すこととすれば、長期での企業価値向上を意識付けることや、優秀な人材の引き留めを図ることも可能であること、そして③特に日本では、会社法上の役員には該当しない執行役員という役位を設ける企業が多く、会社法上の役員と類似した給与体系や株式報酬を導入している企業も少なくないこと等が示されています。

#### Q79 従業員に株式報酬を発行したい場合、どのような選択肢がありますか

役員等の場合と同様、事前交付型(事前交付型リストラクテッド・ストック)と

事後交付型（事後交付型リストラクテッド・ストック、パフォーマンス・シェア）のほか、株式交付信託（株式給付型 ESOP 信託）等の仕組みも使われていることが示されています。

**Q80 従業員に向けた株式報酬の支給は労働基準法における「賃金通貨払いの原則」には抵触しませんか**

従業員向けの株式報酬では、付与される自社株式が労働基準法（以下、労基法）上の「賃金」（労基法 11）に該当することにより、賃金を通貨で支払うことを原則とする「賃金の通貨払いの原則」（労基法 24）に抵触するか否かが問題となるものの、改訂後の CGS ガイドラインでは、一定の要件を満たす場合には、労基法上の「賃金」には該当せず、「賃金の通貨払いの原則」にも抵触しないものと整理できるとされていること等が示されています。

**Q81 従業員に株式報酬を交付する際、役員を対象にする場合と比較して異なる点がありますか**

労基法、会社法、金融商品取引法（以下、金商法）、上場規則における開示及び社会保険料との関係の観点からの考察並びに税務・会計における取扱い上の留意点等が示されています。

**Q82 株式報酬制度について従業員に説明したいのですが、気を付けることはありますか**

金商法において禁止されている「届出前勧誘」に該当しないよう留意する必要があることが説明されています。

**Q83 従業員が付与された自社株報酬を売却することはできますか**

発行会社に所属している役職員が自社株式を売却する場合には、金商法で定めるインサイダー取引規制の「売買等」に該当し、従業員本人が所属会社の未公表の重要事実を知っている場合に自社株式を売却するとインサイダー取引規制違反となることから、従業員が自社株報酬の売却を行いたい場合に推奨される必要な手続等について説明されています。

\*\*\*

上記のほか、たとえば、本手引の「I. 『攻めの経営』を促す役員報酬の概要」では、CGS ガイドラインの改訂をふまえた記載の更新が行われ、「IV. 譲渡制限付株式割当契約書（例）」及び「V. 株式報酬規程（例）」には、従業員に株式を発行する場合の譲渡制限付株式割当契約書及び株式報酬規程の例が追加されています。

## KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)  
[home.kpmg/jp/tax](http://home.kpmg/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.